

松蔭大学学則（案）

第1章 総則

（所在地・目的）

第1条 本学は、松蔭大学と称し、本校舎を神奈川県厚木市森の里若宮9番1号に置く。本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨のもと、吉田松蔭の実学精神に基づく「知行合一」を校是とした創設者の建学精神に則り、広く教養と専門性を養うと共に、社会で活躍するために必須の「ホスピタリティ（他者を思いやる心）」を基盤とした人間形成を図り、良き社会人として心身共に健全な人材の育成を目的とする。

（経営文化学部 経営文化学部の目的）

第1条の1 本学部は、建学の精神に基づく「知行合一」を目指し、企業の社会的責任、企業倫理、法令遵守、企業金融などを重視した企業経営に関する専門分野の教育研究を行い、経営文化の視点と発想を持ち、本学の教育理念である「ホスピタリティ」を実現できる人材の育成を目的とする。

（経営文化学部 ビジネスマネジメント学科の目的）

第1条の1の1 本学科は、機能主義に立脚して経済的利益や効率性を重視してきた従来の経営学に、企業の社会的責任や企業倫理の概念を導入してビジネスマネジメントに関する専門分野の研究教育を行い、経営文化の視点と発想を持った人材の育成を目的とする。

（経営文化学部 経営法学科の目的）

第1条の1の2 本学科は、企業経営に求められる法令遵守（コンプライアンス）を円滑に実現するために企業経営に必要な法制の研究教育を行い、健全なリーガルマインドを持った実学精神「知行合一」を実現できる人材の育成を目的とする。

（コミュニケーション文化学部の目的）

第1条の2 本学部は、文化の伝達、交流がコミュニケーションを通して図られてきた歴史的事実に基づいて、コミュニケーションを人間の精神活動、社会的行為のすべてであるにとらえ、社会で共有される考え方や方法、手段についての研究教育を行い、広い視野と豊かな人間性を身につけて、違いを受け入れ、互いに尊重し、共生しうる人材を育成することを目的とする。

（コミュニケーション文化学部 異文化コミュニケーション学科の目的）

第1条の2の1 本学科は、グローバル化が進展した国際社会において協働、共生していくために、また、世代、価値観、業種などにおける考え方の多様化が顕在化している国内社会においても協働、共生しながら活躍できるように、異なる文化や価値体系を深く理解し、受容することを目指し、「異文化理解」と「言語コミュニケーション」において、高い能力をもった人材の育成を目的とする。

（コミュニケーション文化学部 生活心理学科の目的）

第1条の2の2 本学科は、日常生活場面の心理学を指向する。人間の行動は、行動の主体と周囲の事情との関係において成立する、という心理学の基本的な考え方に準拠し、自分の考えを持って行動できる主体性の確立、他とのコミュニケーションにおける信頼関係、および生活環境条件の整備を図り、広く社会生活へのより豊かな適応能力の育成を目的とする。

（コミュニケーション文化学部 日本文化コミュニケーション学科の目的）

第1条の2の3 本学科は、国内社会のみならず国際社会においても協働し、共生していくためのコミュニケーションにおいては、自国の文化を深く理解し、文化の醸成に加わり、発信し、継承していくことが求められているので、日本文化を理解し、発信し、伝承することにおいて専門的知識を持つと同時に、高い日本語運用技能を有したコミュニケーション能力のすぐれた人材の育成を目的とする。

（コミュニケーション文化学部 子ども学科の目的）

第1条の2の4 本学科は、広く教養と専門性を養うと共に、人間教育に基づいて形成されたコミュニケーション能力を生かし、現代社会における子どもの発達を多面的、総合的に教育研究し、次世代の担い手である子どもの豊かな人間性と社会性の発達を支援し、指導するための高度な専門性と教育的実践力を養成し、地域社会の発展に貢献できる心身ともに健全な人材の育成を目的とする。

(観光メディア文化学部の目的)

第1条の3 本学部は、地球的規模でヒト・モノ・カネ・情報が行き交う21世紀においてその重要性を益々高めつつある観光、メディア、情報について、専門的研究及び教育を行うことにより、グローバル化と高度情報化時代への適応力を備え、日本や世界を舞台に活躍、貢献できる人材の育成を目的とする。

(観光メディア文化学部 観光文化学科の目的)

第1条の3の1 本学科は、観光対象としての文化と、観光客と住民との交流により新たに構築される文化の二つの視点から観光現象がもたらす豊かな文化の創造と変革について研究教育し、観光の普遍的な諸価値を理解した上で、観光事業におけるホスピタリティ産業で活躍できる経営センスを体得した人材の育成を目的とする。

(観光メディア文化学部 メディア情報文化学科の目的)

第1条の3の2 本学科は、高度情報化社会に対する豊かな適応能力とグローバル化時代への広い視野を備え、地域社会に貢献し、日本や世界を舞台に活躍できる人材の育成を目的とする。このため現代社会に氾濫するメディア情報を的確に読み解き、適切に問題に対処するメディアリテラシーと新しい文化的価値を生み出し自ら発信できる能力を育む教育を行う。

(看護学部 看護学科の目的)

第1条の4 学園の教育基盤「知行合一」と「ホスピタリティ」にのっとり、人間に対する総合的な理解に基づき、健康の回復とその維持増進に係る看護に関する専門の学術を教授研究し、看護職者として必要な幅広い専門的知識と優れた技術、人々の健康な生活に貢献できる創造性と高い倫理観と豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 本学は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表し、自らの改善、向上に結びつけるため第三者機関による評価を定期的に実施する。

3 点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 学部・学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に次の学部及び学科を置き、その学生定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学 定員	3年次 編入学 定 員	収容 定員
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科	72	2	292
	経営法学科	72	2	292
コミュニケーション 文化学部	異文化コミュニケーション学科	48	2	196
	生活心理学科	48	2	196
	日本文化コミュニケーション学科	48	2	196
	子ども学科	48	2	196
観光メディア 文化学部	観光文化学科	48	2	196
	メディア情報文化学科	48	2	196
看護学部	看護学科	80	—	320

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

- 2 前項の定めにかかわらず、学長は前学期及び後学期の授業日数を調整するため、前学期の終期及び後学期の始期を変更することができる。

第7条 休業日は次のとおり定める。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 本学の創立記念日 4月18日

四 春期休業日 3月26日から3月31日まで

五 夏期休業日 8月1日から9月12日まで

六 冬期休業日 12月26日から翌年1月7日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

- 3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日に臨時の授業日を設けることができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第8条 授業科目を分けて、基礎科目、経営文化学部ビジネスマネジメント学科の専門科目、経営文化学部経営法学科の専門科目、コミュニケーション文化学部異文化コミュニケーション学科の専門科目、コミュニケーション文化学部生活心理学科の専門科目、コミュニケーション文化学部日本文化コミュニケーション学科の専門科目、コミュニケーション文化学部子ども学科の専門科目、観光メディア文化学部観光文化学科の専門科目、観光メディア文化学部メディア情報文化学科の専門科目、看護学部看護学科の基礎分野科目、専門基礎分野科目、専門分野科目、教職に関する専門科目、学芸員に関する専門科目、司書教諭に関する専門科目、社会教育主事に関する専門科目及び保育士に関する専門科目とする。

各学科の教育課程は別表第1の通りとする。子ども学科の授業科目については、幼稚園教諭の専門科目は別表第1の2、幼稚園教諭と保育士養成課程の専門科目は別表第1の3の通りとする。

(授業日数)

第9条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする

二 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする

三 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする

四 卒業研究における成果は、その成果を評価して2単位（看護学部は4単位）を与えることができる

- 2 各年次で履修登録できる単位数は、原則として1年次40単位、2年次38単位、3年次38単位、4年次50単位を上限とする。

- 3 看護学部看護学科の各年次で履修登録できる単位数は、原則として1年次48単位、2年次48単位、3年次40単位、4年次30単位を上限とする。

- 4 コミュニケーション文化学部子ども学科の各年次で履修登録できる単位数は、原則として1年次48単位、2年次48単位、3年次42単位、4年次42単位を上限とする。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第12条 学習成績の評価は、S・A・B・C・Dをもって表し、C以上を合格とする。

第5章 入学、退学、休学、復学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、特別の理由がある場合は後学期とすることがある。

(入学志願者の資格)

第14条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- 一 高等学校を卒業した者（卒業見込者を含む）
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を受けた者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者。

(入学志願者の手続)

第15条 入学志願者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の期日、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学選考)

第16条 前条の志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第18条 入学を許可された者が、指定の期日までに入学に必要な手続を完了しないときは、入学の許可を取り消す。

(休学)

第19条 病気又はやむを得ない事由のため引き続き3ヵ月以上修学の出来ない者は、診断書その他必要な証明書類を添え、保証人連署の上、休学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

第20条 特殊の病気のため長期の療養を必要と認めた場合は、休学を命ずることがある。

第21条 休学期間は3年を超えることができない。

2 休学期間は在学年数に算入しない。

3 休学中は授業料の半額を在籍料として徴収する。

(退学)

第22条 退学を希望するときは、その事由を記し、保証人連署の上、退学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第21条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 指定の期日以内に授業料等を納入せず、催告を受けて30日以内に納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

(復学)

第24条 休学していた者が復学しようとする場合は、保証人連署の上、復学願を提出し学長の許可を受けなければならない。ただし、病気のため休学していた者が復学しようとする場合は、修学に支障のない旨の医師の診断書を添えなければならない。

第25条 病気その他止むを得ない事故で退学をした者が復学を願い出た場合には、審査の上これを許可することがある。

(編入学)

第26条 短期大学、高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者で本学に編入学を志願する者には、選考の上第3年次に入学を許可することがある。ただし、看護学部には適用しない。

(再入学及び学士入学)

第27条 本学又は他の大学を卒業した者又は退学した者で本学に再入学又は学士入学を志願する者には、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。ただし、看護学部には適用しない。

(転入学)

第28条 他の大学から本学に転入学を希望する者に対しては、正当な理由があると認めた場合審査の上これを許可することがある。ただし、看護学部には適用しない。

(転学)

第29条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第30条 他の学部・学科に移籍を希望する者があるときは、学長が許可することがある。ただし、看護学部看護学科への転学部・転学科は認めない。

第6章 卒業等**(卒業の要件)**

第31条 本学を卒業するためには、次の各号に定める卒業要件単位を修得しなければならない。(別表第1)

- 一 経営文化学部ビジネスマネジメント学科、経営文化学部経営法学科、コミュニケーション文化学部異文化コミュニケーション学科、コミュニケーション文化学部生活心理学科、コミュニケーション文化学部日本文化コミュニケーション学科、観光メディア文化学部観光文化学科、観光メディア文化学部メディア情報文化学科の卒業要件単位は124単位とし、科目ごとの修得単位は次の通りとする。なお、他学部・他学科等の専門科目の卒業要件への参入は、12単位を上限とする

基礎科目 32 単位以上、専門科目 80 単位以上

- 二 看護学部看護学科の卒業要件単位は125単位とし、科目ごとの修得単位は次の通りとする

基礎科目 26 単位以上、専門基礎科目 24 単位以上、専門科目 75 単位以上

- 三 コミュニケーション文化学部子ども学科の卒業要件単位は124単位とし、科目ごとの修得単位は次の通りとする

基礎科目 28 単位以上、専門科目 96 単位以上

- 四 コミュニケーション文化学部子ども学科は、幼稚園教諭免許取得を卒業要件とする。

(入学後の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 本学は教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が入学後に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものと認めることができる。

- 2 前項の規定は、学生が入学後に外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 看護学部については前項の規定にかかわらず、基礎分野16単位までは認める。

(入学後の大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が入学後に行う短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。ただし、看護学部は除く。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 看護学部については前項の規定にかかわらず、基礎分野 16 単位までは認める。

(教育職員免許取得、博物館学芸員資格、保育士資格、司書教諭資格及び社会教育士資格の要件)

第35条 教育職員免許状を取得しようとする者は、経営文化学部ビジネスマネジメント学科又はコミュニケーション文化学部異文化コミュニケーション学科・日本文化コミュニケーション学科・子ども学科、観光メディア文化学部メディア情報文化学科に在籍し、第31条に規定する所要の単位を修得するほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。（別表第2）

第35条の1 博物館法(昭和26年法律第285号)による学芸員の資格を取得しようとする者は、定められた科目の単位を取得しなければならない。

2 前項に定められた科目及び単位数は別に定める。（別表第3）

第35条の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく保育士資格を得ようとする者は、別に定める教科目及び単位を修得しなければならない。

2 コミュニケーション文化学部生活心理学科の保育士養成課程の定員は30名とする。

3 第1項に定められた科目及び単位数は別に定める。（別表第6）

第35条の3 学校図書館司書教諭講習規程(昭和29年文部省令第21号)による司書教諭の資格を取得しようとする者は、別に定める教科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に定められた科目及び単位数は別に定める。（別表第4）

第35条の4 社会教育法(昭和24年文部省令法律207号)による社会教育主事及び社会教育士の資格を取得しようとする者は、別に定める教科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に定められた科目及び単位数は別に定める。（別表第5）

(免許の種類)

第36条 前条に規定する単位を修得した者は、次の表のとおり免許状を取得することができる。

学 部	学 科	免許状の種類	教科
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民 地理歴史
コミュニケーション文化学部	異文化コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語
	日本文化コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語 国語
	子ども学科	幼稚園教諭一種免許状	
観光メディア文化学部	メディア情報文化学科	高等学校教諭一種免許状	情報

(卒業)

第37条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第38条 前条により本学を卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

経営文化学部

ビジネスマネジメント学科 学士(経営文化学)

経 営 法 学 科 学士(経営文化学)

コミュニケーション文化学部

異文化コミュニケーション学科 学士(異文化コミュニケーション学)

生 活 心 理 学 科 学士(応用心理学)

日本文化コミュニケーション学科 学士(日本文化コミュニケーション学)

子 ど も 学 科 学 士 (子ども教育学)

観光メディア文化学部

観 光 文 化 学 科 学 士 (観光文化学)

メディア情報文化学科 学士 (メディア情報文化学)

看護学部

看護学科 学士 (看護学)

第7章 学納金

(学納金)

第39条 本学の入学検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。

- 一 入学検定料 30,000 円 (ただし、大学入試センター試験利用入試 15,000 円)
- 二 入学金 330,000 円 (全学部)
- 三 授業料 690,000 円
(経営文化学部・コミュニケーション文化学部・観光メディア文化学部)
880,000 円 (看護学部)

2 入学検定料は出願時に、入学金は入学時に、授業料は所定の期間内にそれぞれ納付しなければならない。

3 前2項に定めるもの以外の学納金及びその納付方法については、別に定める。

4 学長が認めた者は、第1項の定めにかかわらず学納金等の全部または一部を減免することがある。

(学納金の還付)

第40条 入学金、授業料及びその他既納の学納金は、事由の如何にかかわらず還付しない。

第8章 賞罰

(表彰)

第41条 品行方正、学力優秀で総ての点において全学の模範とする者がある場合には、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第42条 学則に違反し、又は本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 訓告
- 二 停学
- 三 退学処分

3 前項第三号の退学は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 出席常でない者、又は正当な理由がなく長期にわたり無届欠席をした者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(通告)

第43条 前条により停学又は退学を命じた場合は、その旨を父母又は保証人に通告する。

第9章 職員の組織

(職員組織)

第44条 本学に学園長、学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 必要に応じ、学長補佐を置く。

3 本学に名誉教授、客員教授を置くことができる。これについて必要な事項は別に定める。

(職員の職務)

第45条 職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 学園長は、理事会の命を受けて、学園の校務を総轄する。
- 二 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する
- 三 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるとき、学長の職務を代行する
- 四 学長補佐は、学長を補佐し、大学の校務のうち、重要事項にかかるものを総括整理する
- 五 学部長は、学長の命を受けて学部を総括する
- 六 学科長は、学部長を補佐し、学科を総括する
- 七 教授は、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事し、あわせて学生の一般生活を補導する
- 八 准教授は、教授に準ずる職務に従事する
- 九 講師は、准教授に準ずる職務に従事する
- 十 助教は、主として教育研究を担い、教授又は准教授の職務を助ける
- 十一 助手は、主として教育研究の補助を行う
- 十二 事務職員は、学校事務を処理する

(授業の担当)

第46条 各教科の主要な授業科目は専任教授が担当することを原則とする。ただし、事情により准教授、講師又は助教が分担することがある。

第47条 前条以外の授業科目の授業及び実験実習の指導には准教授、講師及び助教が担当することがある。

(その他)

第48条 本章に定めるもののほか、職員の組織及び職務に関する必要な事項は別に定める。

第10章 教授会

(教授会)

第49条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第50条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

(その他)

第51条 本章に定めるもののほか、教授会に関する必要な事項は別に定める。

第11章 評議会

(評議会)

第52条 本学に評議会を置き、大学全般の学事を審議する。

2 評議会は、学長、理事、副学長、学長補佐、学部長、学科長、総合学術センター長、教育開発センター長、図書館長、資料館長、情報管理研究所長、文化教育研究所長、事務局長、事務局部長からなる。なお、必要に応じその他の者を加えることができる。

3 評議会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

第12章 事務局

(事務局)

第53条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項は別に定める。

第13章 図書館及び研究所等

(図書館)

第54条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館の運営については別に定める。

(研究所等)

第55条 本学に研究所等、教育研究に必要な附属施設を置くことができる。

2 附属研究所等の運営については別に定める。

第 1 4 章 科目等履修生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 5 6 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、第 14 条の規定による。

3 科目等履修生には、本学則第 11 条及び第 12 条の規定を準用して単位を与えることができる。

4 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(委託生)

第 5 7 条 官公庁その他の団体から委託生派遣の申出があったときは、研究及び授業に妨げのない限り、選考の上入学を許可することがある。

第 5 8 条 前条の規定による委託生で正規の課程の履修を希望する者は、第 14 条の規定による資格を有する者でなければならない。この場合単位履修、卒業等については正規の課程の学生に適用する規定を準用する。

第 5 9 条 委託生で科目等履修生として入学を希望する者は、第 56 条に定める科目等履修生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第 6 0 条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第 6 1 条 外国人留学生で前条の規定により正規の課程に入学を希望する者は、第 14 条の規定による資格を有する者でなければならない。

第 6 2 条 前条の規定による外国人留学生の単位履修、卒業等については、正規の課程の学生に適用される規定の定めるところによる。

第 6 3 条 外国人留学生で科目等履修生として入学を希望する者は、第 56 条に定める科目等履修生に関する規定を準用する。

第 6 4 条 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

第 1 5 章 学章

(学章)

第 6 5 条 学生は、本学規定の学章を携帯しなければならない。ただし、特別の事情のあるときは許可を得て携帯しないことができる。

2 学章に関する規定は別に定める。

第 1 6 章 厚生及び保健

(厚生及び保健)

第 6 6 条 学生は、定期に行う健康診断を受け、病気の予防と健康の増進に努めなければならない。

第 6 7 条 保健室の施設及び利用方法は別に定める。

第 6 8 条 厚生施設の施設及び利用方法は別に定める。

第 1 7 章 公開講座

(公開講座)

第 6 9 条 本学は公開講座を設け一般に公開することができる。公開講座に関する細目は別に定める。

第 1 8 章 改廃

(改廃)

第 7 0 条 この学則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の「3 年次編入学定

員」に関する規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 3 条に規定する「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 14 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成12年度	平成13年度	平成14年度
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科	1 9 5 名	3 9 0 名	5 9 5 名
	異文化コミュニケーション学科	1 3 0 名	2 6 0 名	3 9 6 名

- 3 この学則に対する細則は別に定める。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際現に在学する平成 13 年度から平成 15 年度までの入学者に係る学部及び学科、授業科目、転学部、卒業の要件、教育職員免許取得要件、免許の種類、学位並びに教育課程については、第 3 条、第 8 条、第 30 条、第 31 条、第 35 条、第 36 条、第 38 条、別表第 1、別表第 2 の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する平成 14 年度から平成 16 年度までの入学者に係る学習成績の評価方法、入学検定料並びに教育課程については、第 12 条、第 39 条、別表第 1 の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- この学則施行の際、現に在学する平成 14 年度から平成 15 年度までの入学者に係る卒業の要件並びに教育課程については、第 31 条、別表第 1 の区分「経営サービス科目」の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する平成 17 年度までの入学者に係る教育課程については、別表第 1 の区分「共通関連科目」の「情報科目」の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する平成 18 年度までの入学者に係る学位並びに教育課程については、第 38 条、別表第 1 の区分「共通特別科目」、「経営法学科目」の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する平成 19 年度までの入学者に係る単位の計算方法、

卒業の要件並びに教育課程については、第10条、第14条、第31条、別表第1の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の観光文化学部観光文化学科の「3年次編入学定員」に関する規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する観光文化学部 観光文化学科の「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
観光文化学部	観光文化学科	187名	374名	563名

- 3 この学則施行の際、現に在学する平成20年度までの入学者に係る教育課程については、別表第1の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成20年度までの入学者に係る教育課程については、従前の例による。ただし、平成20年度以降の入学者については、「経営文化学部ビジネスマネジメント学科の専門科目」の「演習」及び「異文化コミュニケーション学部異文化コミュニケーション学科の専門科目」の「演習」の改正規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成20年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の「3年次編入学定員」に関する規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科 経営法学科	836名 80名	740名 160名	636名 242名
コミュニケーション文化学部	異文化コミュニケーション学科 生活心理学科	288名 48名	260名 96名	228名 146名

- 3 この学則施行の際、現に在学する平成23年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条の「3年次編入学定

員」に関する規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 3 条に規定する「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科	680名	540名	400名
	経営法学科	160名	242名	324名
	金融経済学科	60名	120名	182名
コミュニケーション文化学部	異文化コミュニケーション学科	252名	224名	196名
	生活心理学科	96名	146名	196名
	日本文化コミュニケーション学科	48名	96名	146名
観光メディア文化学部	観光文化学科	625名	498名	371名
	メディア情報文化学科	60名	120名	182名

- 3 この学則施行の際、現に在学する平成 24 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2 この学則施行の際、現に在学する平成 25 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2 この学則施行の際、現に在学する平成 27 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2 第 3 条に規定する「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科	353名	350名	347名
	経営法学科	314名	304名	294名
	金融経済学科	232名	220名	208名
コミュニケーション文化学部	子ども学科	48名	96名	146名
観光メディア文化学部	観光文化学科	232名	220名	208名
	メディア情報文化学科	232名	220名	208名

3. この学則施行の際、現に在学する平成 28 年度までの入学者に係る「卒業要件(第 31 条)」及び「教育課程」については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営文化学部金融経済学科は、第 3 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第 3 条の規定にかかわらず、経営文化学部経営法学科、経営文化学部金融経済学科及び看護学部看護学科の「収容定員」は、令和 2 年度から 4 年度までは次表の通りとする。

学 部	学 科	収容定員		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経営文化学部	経営法学科	264 名	266 名	268 名
経営文化学部	金融経済学科	146 名	96 名	48 名
看護学部	看護学科	380 名	360 名	340 名

- 4 この学則施行の際、現に在学する平成 31 年度までの入学者に係る「卒業要件」及び「教育課程」については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する令和 2 年度までの入学者に係る「単位の計算方法」、「卒業の要件」及び別表第一教育課程【基礎科目】の「キャリアデザイン基礎」以外の「教育課程」については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成 31 年度から令和 3 年度までの入学者に係る教育課程の「演習」及び「日本語関連科目」以外については、別表第一の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成 27 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 教育課程

【基礎科目】（共通開設科目） 経営文化学部 ビジネスマネジメント学科
経営法学科

【基礎科目】（共通開設科目） コミュニケーション文化学部 異文化コミュニケーション学科、生活心理学科、
日本文化コミュニケーション学科、子ども学科

【基礎科目】（共通開設科目） 観光メディア文化学部 観光文化学科、メディア情報文化学科

授業科目の名称			配当年次	必修	選択	自由	備考
基礎科目	教養科目	心理学	1前・後		2		1. 基礎ゼミⅠ・基礎ゼミⅡを必修とする。 2. コミュニケーション文化学部子ども学科及び保育士養成課程は、憲法を必修とする。 3. 教養科目から上記1・2を含め、コミュニケーション文化学部子ども学科以外の学科は、20単位以上修得する。コミュニケーション文化学部子ども学科は、18単位以上修得する。 4. ビジネスマネジメント学科は、心理学、日本史、外国史、地理学、哲学、法学、政治学、社会学を履修することはできない。
		哲学	1前・後		2		
		倫理学	2前・後		2		
		憲法	2前・後		2		
		法学	1前・後		2		
		政治学	1前・後		2		
		経済学	1前・後		2		
		社会学	1前・後		2		
		統計学	1前・後		2		
		日本史	1前・後		2		
		外国史	1前・後		2		
		地理学	1前・後		2		
		数学	1前・後		2		
		生物学	1前・後		2		
		SDGsと人口	1前		2		
		SDGsの政治経済学	1後		2		
		神奈川文化論	2後		2		
		吉田松陰論	1前・後		2		
		ホスピタリティ論	1前・後		2		
		ボランティア論	1前・後		2		
		キャリアデザイン	2前・後		2		
		インターンシップ	2前		2		
		基礎ゼミⅠ	1通	2			
		基礎ゼミⅡ	2通	2			
	語学科目	英語Ⅰ	1前	1			1. 英語Ⅰ～Ⅳを必修とする。 2. コミュニケーション文化学部子ども学科以外の学科は、フランス語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱ、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ・Ⅱの中から1外国語のそれぞれⅠ・Ⅱを選択・必修とする。 3. 日本語Ⅰ～Ⅳは留学生を対象とする。 4. 語学科目から上記1～3を含め、コミュニケーション文化学部子ども学科以外の学科は、6単位以上を修得する。コミュニケーション文化学部子ども学科は、4単位以上を修得する。
		英語Ⅱ	1後	1			
		英語Ⅲ	2前	1			
		英語Ⅳ	2後	1			
		フランス語Ⅰ	1前		1		
		フランス語Ⅱ	1後		1		
		中国語Ⅰ	1前		1		
		中国語Ⅱ	1後		1		
		ドイツ語Ⅰ	1前		1		
		ドイツ語Ⅱ	1後		1		
		韓国語Ⅰ	1前		1		
		韓国語Ⅱ	1後		1		
		日本語Ⅰ	1前		1		
		日本語Ⅱ	1後		1		
		日本語Ⅲ	1前		1		
		日本語Ⅳ	1後		1		
	情報科目	情報基礎	1前後		2		情報科目から、コミュニケーション文化学部子ども学科以外の学科は、4単位以上を修得する。コミュニケーション文化学部子ども学科は、2単位以上を修得する。
		コンピュータプレゼンテーション	1前後		2		
		マルチメディアA（画像）	1後		2		
		マルチメディアB（映像）	2前		2		
		データ処理	1前後		2		
	スポーツ科目	スポーツ論	1前後		2		1. スポーツ科目から、2単位以上を修得する。 保育士養成課程は、スポーツ論、スポーツ実技Aを必修とする。
		スポーツ実技A	1前後		1		
		スポーツ実技B	1前後		1		

【別表第1 教育課程

【専門科目】経営文化学部 ビジネスマネジメント学科

授業科目の名称			配当年次	必修	選択	備考
専門科目	経営・経済科目	経営学総論Ⅰ	1前後	2		1. 経営学総論Ⅰ、を必修とする。
		経営学総論Ⅱ	1後		2	
		経済原論Ⅰ	2前		2	
		経済原論Ⅱ	2後		2	
		金融概論	2前		2	
		組織心理学	2後		2	
		経営管理論Ⅰ	2前		2	
		経営管理論Ⅱ	2後		2	
		経営組織論Ⅰ	3前		2	
		経営組織論Ⅱ	3後		2	
		財務管理論Ⅰ	3前		2	
		財務管理論Ⅱ	3後		2	
		経営分析論Ⅰ	3前		2	
		経営分析論Ⅱ	3後		2	
		マーケティング論Ⅰ	2前		2	
		マーケティング論Ⅱ	2後		2	
		経営リスクマネジメント論	2前後		2	
		人的資源管理論Ⅰ	3前		2	2. 経営・経済科目から上記1を含め、34単位以上を修得する。
		人的資源管理論Ⅱ	3後		2	
		私法学Ⅰ	1前		2	
		私法学Ⅱ	1後		2	
		ビジネス法Ⅰ	2前		2	
		ビジネス法Ⅱ	2後		2	
		企業組織法Ⅰ	2前		2	
		企業組織法Ⅱ	2後		2	
	社会科学目	日本史概論Ⅰ	1前		2	1. 日本史概論Ⅰ、地理学概論Ⅰをいずれかを選択必修とする。
		日本史概論Ⅱ	1後		2	
		地理学概論Ⅰ	1前		2	
		地理学概論Ⅱ	1後		2	
		社会学概論	1前		2	2. 社会科目から6単位以上を修得する。
		外国史論Ⅰ	1前		2	
		外国史論Ⅱ	1後		2	
		法学概論	1前後		2	
		政治学概論Ⅰ	1前		2	3. 社会科・公民科の教職課程履修者は、日本史概論Ⅰ・Ⅱ、外国史論Ⅰ・Ⅱ、地理学概論Ⅰ・Ⅱ、法学概論、政治学概論Ⅰ・Ⅱ、哲学Ⅰ・Ⅱ、心理学概論Ⅰを必修とする。
		政治学概論Ⅱ	1後		2	
		哲学Ⅰ	1前		2	
		哲学Ⅱ	1後		2	
		心理学概論Ⅰ	1前		2	4. 地理歴史科の教職課程履修者は、日本史概論Ⅰ・Ⅱ、外国史論Ⅰ・Ⅱ、地理学概論Ⅰ・Ⅱ、歴史考古学Ⅰ・Ⅱ、アメリカ史Ⅰ・Ⅱ、アジア史Ⅰ・Ⅱ、人文地理学、自然地理学、地誌を必修とする。
		歴史考古学Ⅰ	2前		2	
		歴史考古学Ⅱ	2後		2	
		民俗学	2前		2	
		アメリカ史Ⅰ	2前		2	
		アメリカ史Ⅱ	2後		2	
		アジア史Ⅰ	2前		2	
		アジア史Ⅱ	2後		2	
		人文地理学	2前		2	
		自然地理学	2後		2	
		地誌	2前		2	

【専門科目】経営文化学部 ビジネスマネジメント学科

授業科目の名称			配当年次	必修	選択	備考
専門科目	会計学科目	簿記論Ⅰ	1前		2	会計学科目から6単位以上を修得する。
		簿記論Ⅱ	1後		2	
		簿記論Ⅲ(中級)	2前		2	
		簿記論Ⅳ(中級)	2後		2	
		会計学Ⅰ	2前		2	
		会計学Ⅱ	2後		2	
		財務諸表論	3前		2	
		原価計算論Ⅰ	3前		2	
		原価計算論Ⅱ	3後		2	
		管理会計論	3前		2	
		監査論	3前		2	
	国際関連科目	国際関係論Ⅰ	2前		2	国際関連科目から、4単位以上を修得する。
		国際関係論Ⅱ	2後		2	
		国際政治学Ⅰ	3前		2	
		国際政治学Ⅱ	3後		2	
		国際経営論Ⅰ	3前		2	
		国際経営論Ⅱ	3後		2	
		国際経済論Ⅰ	3前		2	
		国際経済論Ⅱ	3後		2	
	経営文化科目	経営文化論Ⅰ	2前後	2	2	1. 経営文化論Ⅰを必修とする。 2. 経営文化科目から上記1を含め4単位以上を修得する。
		経営文化論Ⅱ	2後		2	
		企業文化論Ⅰ	3前		2	
		企業文化論Ⅱ	3後		2	
		比較文化論Ⅰ	3前		2	
		比較文化論Ⅱ	3後		2	
		環境経営論Ⅰ	3前		2	
		環境経営論Ⅱ	3後		2	
	演習	演習Ⅰ	3通		4	1. 演習Ⅰ、総合ゼミⅠから1科目を選択・必修とする。 2. 演習Ⅱ、総合ゼミⅡから1科目を選択・必修とする。
		演習Ⅱ	4通		4	
		卒業論文	4通		2	
		総合ゼミⅠ	3通		2	
		総合ゼミⅡ	4通		2	

別表第 1 教育課程
【専門科目】経営文化学部 経営法学科

授業科目の名称			配当年次	必修	選択	備考
専門科目	公法科目	憲法学Ⅰ	1前		2	公法科目から8単位以上を修得する。
		憲法学Ⅱ	1後		2	
		刑事法Ⅰ	2前		2	
		刑事法Ⅱ	2後		2	
		行政法Ⅰ	3前		2	
		行政法Ⅱ	3後		2	
		租税法Ⅰ	3前		2	
		租税法Ⅱ	3後		2	
	民事法科目	私法学Ⅰ	1前		2	民事法科目から10単位以上を修得する。
		私法学Ⅱ	1後		2	
		契約法Ⅰ	3前		2	
		契約法Ⅱ	3後		2	
		物権法	2前		2	
		人的担保法	3前		2	
		物的担保法	3後		2	
		家族法	3前		2	
		相続法	3後		2	
	企業法科目	ビジネス法Ⅰ	2前		2	企業法科目から12単位以上を修得する。
		ビジネス法Ⅱ	2後		2	
		企業組織法Ⅰ	2前		2	
		企業組織法Ⅱ	2後		2	
		ファイナンス法	3前		2	
		経済法Ⅰ	3前		2	
		経済法Ⅱ	3後		2	
		労働法Ⅰ	3前		2	
		労働法Ⅱ	3後		2	
	経営学・経済科目	経営学総論Ⅰ	1前後	2		1. 経営学総論Ⅰを必修とする。 2. 経営学・経済科目から上記1を含め16単位以上を修得する。
		経営学総論Ⅱ	1後		2	
		経済原論Ⅰ	2前		2	
		経済原論Ⅱ	2後		2	
		金融概論	2前		2	
		組織心理学	2後		2	
		経営管理論Ⅰ	2前		2	
		経営管理論Ⅱ	2後		2	
		経営組織論Ⅰ	3前		2	
		経営組織論Ⅱ	3後		2	
		財務管理論Ⅰ	3前		2	
		財務管理論Ⅱ	3後		2	
		経営分析論Ⅰ	3前		2	
		経営分析論Ⅱ	3後		2	
		マーケティング論Ⅰ	2前		2	
		マーケティング論Ⅱ	2後		2	
	経営文化科目	人的資源管理論Ⅰ	3前		2	
		人的資源管理論Ⅱ	3後		2	
		経営文化論Ⅰ	2前後	2		1. 経営文化論Ⅰを必修とする。 2. 経営文化科目から上記1を含め4単位以上を修得する。
		経営文化論Ⅱ	2後		2	
		企業文化論Ⅰ	3前		2	
		企業文化論Ⅱ	3後		2	
		比較文化論Ⅰ	3前		2	
		比較文化論Ⅱ	3後		2	
		環境経営論Ⅰ	3前		2	
		環境経営論Ⅱ	3後		2	
	演習	演習Ⅰ	3通		4	1. 演習Ⅰ、総合ゼミⅠから1科目を選択・必修とする。 2. 演習Ⅱ、総合ゼミⅡから1科目を選択・必修とする。
		演習Ⅱ	4通		4	
		卒業論文	4通		2	
		総合ゼミⅠ	3通		2	
		総合ゼミⅡ	4通		2	

別表第1 教育課程
【専門科目】コミュニケーション文化学部 異文化コミュニケーション学科

授業科目の名称			配当年次	必修	選択	備考
専門科目	コミュニケーション基礎科目	異文化コミュニケーション論Ⅰ	1前	2		1. 異文化コミュニケーション論Ⅰを必修とする。 2. コミュニケーション基礎科目から上記1を含め、20単位以上を修得する。
		異文化コミュニケーション論Ⅱ	1後		2	
		文化交流史A	1前		2	
		文化交流史B	1後		2	
		文化人類学A	2前		2	
		文化人類学B	2後		2	
		異文化論A	2前		2	
		異文化論B	2後		2	
		異文化共生論A	2前		2	
		異文化共生論B	2後		2	
		英語学概論A	2前		2	
		英語学概論B	2後		2	
		音声学	3前		2	
		グローバル化と文化A	3前		2	
		グローバル化と文化B	3後		2	
	異文化研究科目	日本文化研究A	2前	2		1. 日本文化研究Aを必修とする。 2. 異文化研究科目から上記1を含め、22単位以上を修得する。
		日本文化研究B	2後		2	
		中国文化研究A	2前		2	
		中国文化研究B	2後		2	
		韓国文化研究A	2前		2	
		韓国文化研究B	2後		2	
		アメリカ文化研究A	2前		2	
		アメリカ文化研究B	2後		2	
		ヨーロッパ文化研究A	2前		2	
		ヨーロッパ文化研究B	2後		2	
		アフリカ文化研究A	2前		2	
		アフリカ文化研究B	2後		2	
		イギリス文化研究A	2前		2	
		イギリス文化研究B	2後		2	
		アジア文化研究A	2前		2	
		アジア文化研究B	2後		2	
	コミュニケーション実践科目	英語リスニングⅠ	1前	1		1. 英語リスニングⅠ・Ⅱを必修とする。 2. コミュニケーション実践科目から、上記1を含め20単位以上を修得する。
		英語リスニングⅡ	1後	1		
		英語スピーキングⅠ	1前		1	
		英語スピーキングⅡ	1後		1	
		英語リーディングⅠ	1前		2	
		英語リーディングⅡ	1後		2	
		英語ライティングⅠ	1前		2	
		英語ライティングⅡ	1後		2	
		英語プレゼンテーションA	2前		2	
		英語プレゼンテーションB	2後		2	
		実用英語Ⅰ	2前		2	
		実用英語Ⅱ	2後		2	
		英語文学Ⅰ	2前		2	
		英語文学Ⅱ	2後		2	
		英語通訳Ⅰ	2前		1	
		英語通訳Ⅱ	2後		1	
		中国語コミュニケーション	2前		2	
		フランス語コミュニケーション	2前		2	
		ドイツ語コミュニケーション	2前		2	
		韓国語コミュニケーション	2前		2	
	演習	演習Ⅰ	3通		4	
		演習Ⅱ	4通		4	
		卒業論文	4通		2	

〔日本語教員養成課程〕

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
関連科目	日本語概論	1前			2	1. 日本語概論、日本語学（文法）、日本語学（音声・音韻）、日本語学（文字）日本語教授法、日本語教育実習指導、日本語教育実習を必修とする。 2. 日本語教員関連科目は、すべて卒業要件には含まれないこととする。
	日本語学（文法）	2前			2	
	日本語学（音声・音韻）	2前			2	
	日本語学（文字）	2後			2	
	日本語教授法	2前			2	
	日本語教育方法論Ⅰ	2後			2	
	日本語教育方法論Ⅱ	3前			2	
	日本語教育実習指導	3後			2	
	日本語教育実習	4前			2	

別表第 1 教育課程

【専門科目】コミュニケーション文化学部 生活心理学科

授業科目の名称		配当	単位数又は時間数			備考
		年次	必修	選択	自由	
心理学基礎科目	心理学基礎A	1前	2			1. 心理学基礎Aを必修とする。 2. 心理学基礎科目から上記1を含め12単位以上を修得する。 3. 保育士養成課程の学生は、心理学基礎B、認知心理学、性格心理学を必修とする。
	心理学基礎B	1後		2		
	認知心理学	2前		2		
	性格心理学	2後		2		
	臨床心理学	2前		2		
	カウンセリング入門	1後		2		
	行動分析学	2前		2		
	認知情報論	2後		2		
	コミュニケーション心理学	2前		2		
心理学方法論科目	心理学研究法	1前	2			1. 心理学研究法を必修とする。 2. 心理学方法論科目から上記1を含め22単位以上を修得する。
	心理統計法	1後		2		
	社会調査入門	1後		2		
	行動観察法	1前		2		
	心理学実験法	1後		2		
	社会調査法	2後		2		
	質的調査法	2前		2		
	フィールドワーク	2後		2		
	行動観察法演習	2前		2		
	認知情報演習	3後		2		
	心理学実験演習	3後		2		
	社会心理学実験演習	3後		2		
	社会調査研究法演習	3後		2		
	多変量解析法入門	3前		2		
応用心理学科目	社会心理学概論	2前	2			1. 社会心理学概論、発達心理学概論を必修とする。 2. 応用心理学科目から上記1を含め18単位以上を修得する。 3. 保育士養成課程の学生は、幼児・児童期の心理を必修とする。
	発達心理学概論	2後	2			
	産業心理学概論	2前		2		
	組織心理学	2後		2		
	文化心理学	2後		2		
	対人関係の心理学	2後		2		
	集団の社会心理学	3前		2		
	自己の心理学	3前		2		
	集団間の対立と和解	3後		2		
	成人・老年期の心理	2前		2		
	幼児・児童期の心理	3前		2		
	青年期の心理	3後		2		
	家族心理学	3後		2		

【専門科目】コミュニケーション文化学部 生活心理学科

授業科目の名称		配当	単位数又は時間数			備考
		年次	必修	選択	自由	
心理・保育基礎科目	保育の心理学Ⅰ	2前		2		1. 心理・保育基礎科目から10単位以上を修得する。 2. 保育士養成課程の学生は、心理・保育基礎科目をすべて必修とする。
	保育の心理学Ⅱ	3前		1		
	保育原理	1後		2		
	子ども教育原理	1前		2		
	児童家庭福祉	2前		2		
	社会福祉概論	2前		2		
	相談援助	2後		1		
	社会的養護	2後		2		
	子ども保育者論	1前		2		
	子どもの保健	2後		2		
	子どもの健康と安全	3前		1		
	現代家族論	3前		2		
心理・保育専門科目	子どもの食と栄養	2前		2		1. 心理・保育専門科目は、保育士養成課程の学生のみ履修できる。 2. 保育士養成課程の学生は、保育実習Ⅱ(保育所)、保育実習Ⅱ(施設)のいずれかを選択必修とする。 3. 保育士養成課程の学生は、上記2以外の心理・保育専門科目をすべて必修とする。
	保育課程論	1後		2		
	保育内容総論	1前		1		
	保育内容(人間関係)	2前		2		
	保育内容(環境)	1前		2		
	保育内容(言葉)	2前		2		
	保育内容(健康)	2後		2		
	保育内容(表現)	1後		2		
	乳児保育Ⅰ	2前		2		
	乳児保育Ⅱ	2前		1		
	特別の支援を必要とする幼児理解(障がい児保育)	2後		2		
	社会的養護内容	3前		1		
	子育て支援	3後		1		
	音楽で遊ぶ(音楽表現)	1後		1		
	造形で遊ぶ(造形表現)	2後		1		
	体で遊ぶ(身体表現)	3前		1		
	言葉で遊ぶ(言語表現)	3後		1		
	保育実習Ⅰ(保育所)	3前		2		
	保育実習Ⅰ(施設)	3後		2		
	保育実習指導Ⅰ	3前後		2		
	保育実践演習	4後		2		
	保育実習Ⅱ(保育所)	4前		2		
	保育実習Ⅱ(施設)	4前		2		
	保育実習指導Ⅱ	4前		1		
演習	演習Ⅰ	3通		4		
	演習Ⅱ	4通		4		
	卒業論文	4通		2		

別表第 1 教育課程

【専門科目】 コミュニケーション文化学部 日本文化コミュニケーション学科

授業科目の名称		配当年次	必修	選択	備考	
専門科目	日本文化関連科目	日本文化概論	1前	2	1. 日本文化概論を必修とする。 2. 日本文化関連科目から上記 1 を含め16単位以上を修得する。	
		日本文化史	2後	2		
		伝統文化	1前・後	2		
		日本風俗史	2前	2		
		日本近世文化	2後	2		
		宗教史	2後	2		
		日本古代史	2前	2		
		東アジアの文化史	3後	2		
		現代社会と文化	3後	2		
		民俗学	2前	2		
		歴史考古学	2前	2		
		美術史	2前	2		
		地域文化史Ⅰ	2前	2		
		地域文化史Ⅱ	2後	2		
		地域文化論Ⅰ	2前	2		
		地域文化論Ⅱ	2後	2		
		日本文化研究	2前	2		
		日本交流史	3前	2		
		日本語関連科目	日本語概論	1前		2
	日本語学(文法)		2前	2		
	日本語学(音声・音韻)		2前	2		
	日本語学(文字)		2前	2		
	日本語学(語彙)		2後	2		
	日本語学(待遇表現)		3前	2		
	レポートライティング		2前・後	2		
	ディスカッション		2後	2		
	言語学		2後	2		
	日本語史		2後	2		
	日本語教授法		2前	2		
	文章作法		3後	2		
	日本語プレゼンテーション		2前	2		
	実践日本語トレーニングA		3前	2		
	実践日本語トレーニングB	3後	2			
日本文学関連科目	日本文学 教職必修科目	日本文学概論	1前	2	1. 日本文学概論を必修とする。 2. 日本文学関連科目から上記 1 を含め20単位以上を修得する。	
		日本文学史	3後	2		
		日本文学	2前	2		
		古典文学	2後	2		
		児童文学	3前	2		
		漢文学	2前	2		
		書道	1前	2		
		古典文学(散文)	2前	2		
		古典文学(韻文)	2後	2		
		近代文学(散文)	2前	2		
		近代文学(韻文)	2後	2		
		現代文学(散文)	2前	2		
		現代文学(韻文)	2後	2		
		日本芸能論	3前	2		
		日本芸能史	3後	2		
		読書と豊かな人間性	3後	2		
		日本文学購読	3前	2		
		日本語購読	2後	2		
		演習	演習Ⅰ	3通		
	演習Ⅱ		4通		4	

〔日本語教員養成課程〕

授業科目の名称		配当 年次	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
関 連 語 教 員 目	異文化コミュニケーション論Ⅰ	1前			2	1. 異文化コミュニケーション論Ⅰ・Ⅱ、日本語教育方法論Ⅰ・Ⅱ、日本語教育実習指導、日本語教育実習を必修とする。 2. 日本語教員関連科目は、すべて卒業要件には含まれないこととする。
	異文化コミュニケーション論Ⅱ	1後			2	
	日本語教育方法論Ⅰ	2後			2	
	日本語教育方法論Ⅱ	3前			2	
	日本語教育実習指導	3後			2	
	日本語教育実習	4前			1	

別表第1 教育課程
【専門科目】コミュニケーション文化学部子ども学科

授業科目の名称			配当 年次	単位数又は時間数			備 考
				必修	選択	自由	
専門科目	保育教育基礎科目	幼児理解	1前	2			1. 幼児理解、子ども教育原理、子ども教育制度論、教育心理、発達と学習の心理、子ども保育者論、子ども教育社会学を必修とする。 2. 保育士養成課程は、上記1の他に保育原理、児童家庭福祉、社会福祉概論、社会的養護、現代家族論を必修とする。
		子ども教育原理	1前	2			
		子ども教育制度論	1前	2			
		教育心理	1後	2			
		保育原理	1後		2		
		発達と学習の心理	1後	2			
		子ども保育者論	1前	2			
		児童家庭福祉	2前		2		
		社会福祉概論	2前		2		
		社会的養護	2後		2		
		現代家族論	3前		2		
		子ども教育社会学	3後	2			
	保育教育専門科目	教育課程・保育課程論	1後	2			1. 教育課程・保育課程論、子ども教育方法論、保育内容総論、音楽表現、人間関係（子どもと生活）、環境（子どもと生活）、言葉（子どもコミュニケーション）、健康（子どもと運動）、造形表現、保育内容（人間関係）、保育内容（環境）、保育内容（言葉）、保育内容（健康）、保育内容（表現）、特別の支援を必要とする幼児理解（障がい児保育）を必修とする。 2. 保育士養成課程は、上記1の他に乳児保育I、乳児保育II、造形で遊ぶ（造形表現）、体で遊ぶ（身体表現）、言葉で遊ぶ（言語表現）、保育内容（人間関係）、保育内容（環境）、保育内容（言葉）、保育内容（健康）、保育内容（表現）、特別の支援を必要とする幼児理解（障がい児保育）、社会的養護内容、子育て支援を必修とする。
		子ども教育方法論	1後	2			
		乳児保育I	2前		2		
		乳児保育II	2前		1		
		保育内容総論	1前	1			
		音楽表現	1後	2			
		人間関係（子どもと生活）	2後	1			
		環境（子どもと生活）	2後	1			
		言葉（子どもコミュニケーション）	3前	2			
		健康（子どもと運動）	2前	2			
		造形表現	3後	2			
		造形で遊ぶ（造形表現）	2後		1		
		体で遊ぶ（身体表現）	3前		1		
		言葉で遊ぶ（言語表現）	3後		1		
		保育内容（人間関係）	2前	2			
		保育内容（環境）	1前	2			
		保育内容（言葉）	2前	2			
		保育内容（健康）	2後	2			
		保育内容（表現）	1後	2			
		特別の支援を必要とする幼児理解（障がい児保育）	2後	2			
		社会的養護内容	3前		1		
		子育て支援	3後		1		
	幼児教育相談、進路指導	保育の心理学Ⅰ	2前		2		1. 子ども教育相談を必修とする。 2. 保育士養成課程は、上記1の他に保育の心理学Ⅰ、保育の心理学Ⅱ、子どもの食と栄養、子どもの保健、子どもの健康と安全を必修とする。
		保育の心理学Ⅱ	3前		1		
		子どもの食と栄養	2前		2		
		子どもの保健	2後		2		
		子どもの健康と安全	3前		1		
		子ども教育相談	2後	2			
	実習科目	教育実習事前事後指導Ⅰ（幼稚園）	3前後	1			1. 教育実習事前事後指導Ⅰ（幼稚園）、教育実習事前事後指導Ⅱ（幼稚園）、教育実習Ⅰ（幼稚園）、教育実習Ⅱ（幼稚園）、保育・教職実践演習（幼稚園）を必修とする。 2. 保育士養成課程は、上記1の他に、保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅰ（施設）、保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅰ、保育実習指導Ⅱ、保育・教職実践演習（幼稚園）を必修とする。
		教育実習事前事後指導Ⅱ（幼稚園）	4前後	1			
		教育実習Ⅰ（幼稚園）	3通	2			
		教育実習Ⅱ（幼稚園）	4通	2			
		保育実習Ⅰ（保育所）	3前		2		
		保育実習Ⅰ（施設）	3後		2		
		保育実習Ⅱ	4前		2		
		保育実習指導Ⅰ	3通		2		
		保育実習指導Ⅱ	4前		1		
		保育・教職実践演習（幼稚園）	4後	2			
	演習等	演習Ⅰ	3通		4		
		演習Ⅱ	4通		4		
		卒業論文	4通		2		

別表第1の2 教育課程

【専門科目】コミュニケーション文化学部子ども学科（幼稚園教諭免許取得）

授業科目の名称			配当 年次	単位数又は時間数			備 考
				必修	選択	自由	
専門科目	保育教育基礎科目	幼児理解 子ども教育原理 子ども教育制度論 教育心理 保育原理 発達と学習の心理 子ども保育者論 児童家庭福祉 社会福祉概論 社会的養護 現代家族論 子ども教育社会学	1前 1前 1前 1後 1後 1後 1前 2前 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2		幼児理解、子ども教育原理、子ども教育制度論、教育心理、発達と学習の心理、子ども保育者論、子ども教育社会学を必修とする。
	保育教育専門科目	教育課程・保育課程論 子ども教育方法論 乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ 保育内容総論 音楽表現 人間関係（子どもと生活） 環境（子どもと生活） 言葉（子どもコミュニケーション） 健康（子どもと運動） 造形表現 造形で遊ぶ（造形表現） 体で遊ぶ（身体表現） 言葉で遊ぶ（言語表現） 保育内容（人間関係） 保育内容（環境） 保育内容（言葉） 保育内容（健康） 保育内容（表現） 特別の支援を必要とする幼児理解（障がい児保育） 社会的養護内容 子育て支援	1後 1後 2前 2前 1前 1後 2後 2後 3前 2前 3後 2後 3前 3後 2前 1前 2前 2後 1後 2後 3前 3後	2 2 2 2 1 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 1 1 1		教育課程・保育課程論、子ども教育方法論、保育内容総論、音楽表現、人間関係（子どもと生活）、環境（子どもと生活）、言葉（子どもコミュニケーション）、健康（子どもと運動）、造形表現、保育内容（人間関係）、保育内容（環境）、保育内容（言葉）、保育内容（健康）、保育内容（表現）、特別の支援を必要とする幼児理解（障がい児保育）を必修とする。
	幼児教育相談、進路指導	保育の心理学Ⅰ 保育の心理学Ⅱ 子どもの食と栄養 子どもの保健 子どもの健康と安全 子ども教育相談	2前 3前 2前 2後 3前 2後		2 1 2 2 1		子ども教育相談を必修とする。
	実習科目	教育実習事前事後指導Ⅰ（幼稚園） 教育実習事前事後指導Ⅱ（幼稚園） 教育実習Ⅰ（幼稚園） 教育実習Ⅱ（幼稚園） 保育実習Ⅰ（保育所） 保育実習Ⅰ（施設） 保育実習Ⅱ 保育実習指導Ⅰ 保育実習指導Ⅱ 保育・教職実践演習（幼稚園）	3前後 4前後 3通 4通 3前 3後 4前 3通 4前 4後	1 1 2 2 2 2 2 2 1 2	2 2 2 2 1		教育実習事前事後指導Ⅰ（幼稚園）、教育実習事前事後指導Ⅱ（幼稚園）、教育実習Ⅰ（幼稚園）、教育実習Ⅱ（幼稚園）、保育・教職実践演習（幼稚園）を必修とする。
専門科目	演習等	演習Ⅰ 演習Ⅱ 卒業論文	3通 4通 4通		4 4 2		

別表第1の3 教育課程
【専門科目】コミュニケーション文化学部子ども学科(幼稚園教諭免許・保育士資格取得)

授業科目の名称			配当 年次	単位数又は時間数			備 考
				必修	選択	自由	
専門科目	保育教育基礎科目	幼児理解	1前	2			幼児理解、子ども教育原理、子ども教育制度論、教育心理、発達と学習の心理、子ども保育者論、子ども教育社会学、保育原理、児童家庭福祉、社会福祉概論、社会的養護、現代家族論を必修とする。
		子ども教育原理	1前	2			
		子ども教育制度論	1前	2			
		教育心理	1後	2			
		保育原理	1後	2			
		発達と学習の心理	1後	2			
		子ども保育者論	1前	2			
		児童家庭福祉	2前	2			
		社会福祉概論	2前	2			
		社会的養護	2後	2			
		現代家族論	3前	2			
		子ども教育社会学	3後	2			
	保育教育専門科目	教育課程・保育課程論	1後	2			教育課程・保育課程論、子ども教育方法論、保育内容総論、音楽表現、人間関係（子どもと生活）、環境（子どもと生活）、言葉（子どもコミュニケーション）、健康（子どもと運動）、造形表現、保育内容（人間関係）、保育内容（環境）、保育内容（言葉）、保育内容（健康）、保育内容（表現）、乳児保育Ⅰ、乳児保育Ⅱ、造形で遊ぶ（造形表現）、体で遊ぶ（身体表現）、言葉で遊ぶ（言語表現）、保育内容（人間関係）、保育内容（環境）、保育内容（言葉）、保育内容（健康）、保育内容（表現）、特別の支援を必要とする幼児理解（障がい児保育）、社会的養護内容、子育て支援を必修とする。
		子ども教育方法論	1後	2			
		乳児保育Ⅰ	2前	2			
		乳児保育Ⅱ	2前	1			
		保育内容総論	1前	1			
		音楽表現	1後	2			
		人間関係（子どもと生活）	2後	1			
		環境（子どもと生活）	2後	1			
		言葉（子どもコミュニケーション）	3前	2			
		健康（子どもと運動）	2前	2			
		造形表現	3後	2			
		造形で遊ぶ（造形表現）	2後	1			
		体で遊ぶ（身体表現）	3前	1			
		言葉で遊ぶ（言語表現）	3後	1			
		保育内容（人間関係）	2前	2			
		保育内容（環境）	1前	2			
		保育内容（言葉）	2前	2			
		保育内容（健康）	2後	2			
		保育内容（表現）	1後	2			
		特別の支援を必要とする幼児理解（障がい児保育）	2後	2			
		社会的養護内容	3前	1			
		子育て支援	3後	1			
	幼児教育相談、進路指導	保育の心理学Ⅰ	2前	2			子ども教育相談、保育の心理学Ⅰ、保育の心理学Ⅱ、子どもの食と栄養、子どもの保健、子どもの健康と安全を必修とする。
		保育の心理学Ⅱ	3前	1			
		子どもの食と栄養	2前	2			
		子どもの保健	2後	2			
		子どもの健康と安全	3前	1			
	実習科目	子ども教育相談	2後	2			教育実習事前事後指導Ⅰ（幼稚園）、教育実習事前事後指導Ⅱ（幼稚園）、教育実習Ⅰ（幼稚園）、教育実習Ⅱ（幼稚園）、保育・教職実践演習（幼稚園）、保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅰ（施設）、保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅰ、保育実習指導Ⅱを必修とする。
		教育実習事前事後指導Ⅰ（幼稚園）	3前後	1			
		教育実習事前事後指導Ⅱ（幼稚園）	4前後	1			
		教育実習Ⅰ（幼稚園）	3通	2			
		教育実習Ⅱ（幼稚園）	4通	2			
		保育実習Ⅰ（保育所）	3前	2			
		保育実習Ⅰ（施設）	3後	2			
		保育実習Ⅱ	4前	2			
		保育実習指導Ⅰ	3通	2			
		保育実習指導Ⅱ	4前	1			
		保育・教職実践演習（幼稚園）	4後	2			
	演習等	演習Ⅰ	3通		4		
		演習Ⅱ	4通		4		
		卒業論文	4通		2		

別表第1 教育課程

【専門科目】観光メディア文化学部 観光文化学科

授業科目の名称			配当年次	必修	選択	自由	備考
専門科目	観光文化科目	観光概論	1前	2			1. 観光概論を必修とする。 2. 観光文化科目から上記1を含め12単位以上を修得する。
		観光情報論	1後		2		
		観光文化論	1後		2		
		地域文化論	2前		2		
		観光社会学Ⅰ	3前		2		
		観光社会学Ⅱ	3後		2		
		観光文化史	3前		2		
		文化遺産と観光	2後		2		
		食文化と観光	2前		2		
		調査研究(フィールドワーク)	3前		2		
	観光産業科目	観光産業論	2前		2		観光産業科目から、8単位以上を修得する。
		観光マーケティング論Ⅰ	2前		2		
		観光マーケティング論Ⅱ	2後		2		
		旅行業論Ⅰ	2前		2		
		旅行業論Ⅱ	2後		2		
		ビジネストラベル論	3前		2		
		コンベンションビジネス論	3後		2		
	観光経営科目	観光経営論	2前		2		観光経営科目から、14単位以上を修得する。
		旅行業務基礎Ⅰ	2前		2		
		旅行業務基礎Ⅱ	2後		2		
		ホテル経営論Ⅰ	2前		2		
		ホテル経営論Ⅱ	2後		2		
		レストラン経営論Ⅰ	2前		2		
		レストラン経営論Ⅱ	2後		2		
		ホテルサービス実務	3前		2		
		レストランサービス実務	3後		2		
		旅行会社経営論Ⅰ	3前		2		
		旅行会社経営論Ⅱ	3後		2		
	地域観光科目	地域観光論Ⅰ	1前		2		地域観光科目から、10単位以上を修得する。
		地域観光論Ⅱ	1後		2		
		地域振興論Ⅰ	3前		2		
		地域振興論Ⅱ	3後		2		
		景観論Ⅰ	3前		2		
		景観論Ⅱ	3後		2		
		エコツーリズム	3前		2		
		着地型・発地型観光論Ⅰ	3前		2		
		着地型・発地型観光論Ⅱ	3後		2		
	国際観光科目	国際観光論	1前	2			1. 国際観光論を必修とする。 2. 国際観光科目から上記1を含め6単位以上を修得する。
		観光英語Ⅰ	2前		2		
		観光英語Ⅱ	2後		2		
		アジア観光論	3前		2		
		アメリカ観光論	3後		2		
		ヨーロッパ観光論	3前		2		
	演習	演習Ⅰ	3通		4		
		演習Ⅱ	4通		4		
		卒業論文	4通		2		

別表第1 教育課程

【専門科目】観光メディア文化学部 メディア情報文化学科

授業科目の名称				配当年次	必修	選択	自由	備考
専門科目	情報メディア科目	情報処理概論	教職必修科目	1前	2			1. 情報処理概論を必修とする。 2. 情報メディア科目から上記1を含め14単位以上を修得する。
		ビジュアル情報論		1前		2		
		情報理論		1後		2		
		情報検索論		2前		2		
		コンピュータグラフィックス		2前		2		
		メディアアート論		2前		2		
		メディア産業論		2後		2		
		動画作成・メディア配信技術		2後		2		
		情報倫理	教職必修科目	2後		2		
		情報システム概論		2後		2		
		情報職業論		3前		2		
		メディア情報論		3後		2		
		情報セキュリティ論		3後		2		
	A Iリテラシー科目	デジタル認証技術基礎		1前		2		A Iリテラシー科目から10単位以上を修得する。
		プログラミング基礎		1後		2		
		ネットワーク技術		1後		2		
		A I入門		1後		2		
		モバイルアプリ作成		2後		2		
		A IプログラミングⅠ		2後		2		
		A IプログラミングⅡ		3前		2		
		オペレーティングシステム	教職必修科目	3前		2		
		ネットワーク構築論		3前		2		
		地理情報システム		3後		2		
	データサイエンス科目	データサイエンスの統計学		1前		2		データサイエンス科目から10単位以上を修得する。
		応用データ処理		1後		2		
		ビジネスとデータ		1後		2		
		観光情報論		1後		2		
		社会調査入門		1後		2		
		人口問題		2前		2		
		質的調査法		2前		2		
		データモデリング		2前		2		
		データマイニング		2前		2		
		社会調査法		2後		2		
		データサイエンスⅠ		2後		2		
		データサイエンスⅡ		3前		2		
		調査研究（フィールドワーク）		3前		2		
	デジタル社会科目	デジタル社会論		2前		2		デジタル社会科目から12単位以上を修得する。
		デジタル社会とコミュニケーション		2前		2		
		デジタルとエンターテインメント産業		2前		2		
		観光マーケティング論		2前		2		
		観光産業論		2前		2		
		デジタル社会と人間		2後		2		
		デジタル技術と産業Ⅰ		2後		2		
		デジタル技術と産業Ⅱ		3前		2		
		グローバル経済・経営ガバナンス		3前		2		
		デジタルビジネスモデル論		3後		2		
		産業政策とイノベーション		3後		2		
		プロジェクトマネジメント(起業論)		3後		2		
	演習	演習Ⅰ		3通		4		
		演習Ⅱ		4通		4		
		卒業論文		4通		2		

別表第1 教育課程

【基礎分野、専門基礎分野】看護学部看護学科

授業科目の名称				配当 年次	単位数又は時間数			備考
					必修	選択	自由	
基礎分野	人間・社会科学領域	ヒューマンケアリング	心の理解と共有	1前	2			1. 必修19単位を含め28単位以上を修得すること。
			ストレスマネジメント	1前	2			
			看護のための倫理学	1前	1			
			コミュニケーション理論と実際	2後	2			
			感情と行動	2後	2			
			看護のための経済学	2前		2		
			看護のための哲学	1後		2		
			看護のための教育学	2後		1		
			吉田松陰論	1後		1		
			人間と環境	2前		2		
			体育実技	2後		1		
		情報技術	情報基礎	1前	2			2. 日本語表現法(現代文長文読解)は指定された者は必修とする。
			保健衛生統計	3前	1			
		自然言語	マルチメディア表現	2後		2		
			英語コミュニケーション	1前	2			
			看護英語A(病院内会話)	1後	2			
			看護英語B(看護原書講読)	2前		2		
			中国語コミュニケーション	3前		2		
			日本語表現法(現代文長文読解)	1前		2		
		社会の理解	保健医療福祉行政と政策	2前	1			
			医療と経済	2前	1			
			看護関係法令	2後	1			
			看護のための社会学	1後		2		
			世界の医療保健制度	2後		1		
専門基礎分野	健康科学関連領域	健康科学と病態学	身体の構造と機能A: 総論、構造(消化器、呼吸器、血液・造血器、循環器、腎・泌尿器、骨格・筋肉、皮膚、生体防御系、男性生殖器、女性生殖器、受精と発生、成長と加齢)	1前	2			1. 必修科目22単位を修得すること。 2. 看護のための生化学Aは指定された者は必修とする。 3. 災害・救急時医療と看護(BLSを含む)はBLS取得の必修科目
			身体の構造と機能B: 機能(脳・神経系、消化器、呼吸器、内分泌・循環器、腎・泌尿器、男性生殖器、女性生殖器、眼・耳・鼻、皮膚)	1前	2			
			病態学総論 (細胞障害・変性と壊死、修復と再生、遺伝疾患、栄養・代謝障害、循環障害、炎症、腫瘍、感染、病と人間の反応など)	1後	1			
			健康障害A (脳・神経系、消化器系、内分泌・栄養・代謝系、泌尿器系、水電解質・酸塩基平衡系、物理・化学的因子による健康障害、感覚器系)	1後	2			
			健康障害B (呼吸器系、循環系、血液・造血系、生殖器、免疫系、感染防御系、女性生殖器の健康障害)	1後	2			
			健康障害C (運動器系の障害、小児期の障害、精神の健康障害)	2前	2			
		健康科学と病態学	薬物や放射線による人間の反応	2前	1			
			看護のための栄養学(治療食を含む)	1後	1			
			公衆衛生	2後	2			
			看護のための生化学B	1前	2			
		予防救急医療と先進医療	看護のための生化学A	1前		2		
			医療安全管理・感染管理	3前	1			
			災害・救急時医療と看護(BLSを含む)	4前	2			
			医療系アドバンスセミナー	4後	2			
			先端医療・新興再興感染症	4後	1			

別表第1 教育課程

【基礎分野、専門基礎分野】看護学部看護学科

授業科目の名称				配当 年次	単位数又は時間数			備考
					必修	選択	自由	
専門分野	看護科学領域	看護の基礎	ライフステージと発達看護論	1前	1			必修科目72単位を含め75単位以上を修得すること。
			看護学原論	1前	2			
			フィジカルアセスメント演習	1後	1			
			生活援助技術演習Ⅰ	1前	2			
			生活援助技術演習Ⅱ	1後	2			
			医療支援技術	2前	2			
			看護方法論(看護過程)演習	1後	1			
			基礎看護ケア実践Ⅰ(看護活動の実際)	1後	1			
			基礎看護ケア実践Ⅱ(生活の援助)	2前	2			
			看護と倫理	2前	1			
			看護理論の理解	4前		1		
		リプロダクティブの看護	リプロダクティブ・ヘルス援助論	2前	2			
			リプロダクティブ・ヘルス援助演習	3前	2			
			生殖・周産期の看護ケア実践	3後	2			
		小児看護期	小児発達援助論	2後	2			
			小児期の発達援助演習	3前	2			
			小児期の看護ケア実践	3後	2			
		成人看護期	成人発達援助論	1後	2			
			成人期の発達援助演習Ⅰ(急性期・回復期)	2後	2			
			成人期の発達援助演習Ⅱ(慢性期・終末期)	3前	2			
			急性期・回復期の看護ケア実践	3後	3			
		老年看護期	慢性期・終末期の看護ケア実践	3後	3			
			老年発達援助論	1後	2			
			老年期の発達援助演習	2前	2			
			老年期の看護ケア実践Ⅰ(高齢者の地域包括ケア)	3後	3			
		精神の看護	老年期の看護ケア実践Ⅱ(地域老年の健康指導・支援の実際)	4前	1			
			精神看護援助論	2後	2			
			精神看護援助演習	3前	2			
			精神看護ケア実践	3後	2			
		地域の看護・在宅	災害時精神的援助論	3前		1		
			アディクション看護論	2後		1		
		看護の統合	家族看護学	2前	1			
			地域看護論	2後	1			
			在宅看護援助論	2前	2			
			地域・在宅の看護援助演習	2後	2			
			地域・在宅の看護ケア実践	4前	2			
			健康教育論	3前	1			
			看護研究方法論	3前	1			
			看護研究	4通	4			
			看護マネジメント論	4前	1			
			看護マネジメント実践(統合実習)	4前	2			
			国際医療と看護	4前	1			
			卒業演習	4後	1			
			産業保健	4前		1		

別表第2 教育課程
【教職に関する専門科目】

授業科目の名称		配当 年次	高等学校教諭一種 (公民、地理歴史、 英語、国語、情報)			中学校教諭一種 (社会、英語、国語)			備 考
			単位数又は時間数			単位数又は時間数			
			必修	選択	自由	必修	選択	自由	
教 職 に 関 す る 専 門 科 目	教師論	3前		2			2		該当教科の指導法を履修すること。 高等学校教諭一種(公民)、 高等学校教諭(地理歴史)及び 中学校教諭一種(社会)
	教育原理	1後		2			2		
	教育心理学	2前		2			2		
	教育社会学	3前		2			2		
	特別の支援を 必要とする生徒の理解	3前		2			2		
	教育課程論	2後		2			2		
	社会科教育法Ⅰ	2前		2			2		社会科教育法Ⅰ
	社会科教育法Ⅱ	2後		2			2		社会科教育法Ⅱ
	公民科教育法Ⅰ	3前		2			2		公民科教育法Ⅰ
	公民科教育法Ⅱ	3後		2			2		公民科教育法Ⅱ
	世界史教育法	3前		2			2		世界史教育法
	日本史教育法	3前		2			2		日本史教育法
	地理教育法	3後		2			2		地理教育法
	英語科指導法Ⅰ	2前		2			2		高等学校教諭一種(英語)及び 中学校教諭一種(英語) 英語科指導法Ⅰ 英語科指導法Ⅱ 英語科指導法Ⅲ 英語科指導法Ⅳ
	英語科指導法Ⅱ	2後		2			2		
	英語科指導法Ⅲ	3前		2			2		
	英語科指導法Ⅳ	3後		2			2		
	国語科教育法A	2前		2			2		高等学校教諭一種(国語)及び 中学校教諭一種(国語) 国語科教育法A 国語科教育法B 国語科教育法C 国語科教育法D 国語科教育法E
	国語科教育法B	2後		2			2		
	国語科教育法C	3前		2			2		
	国語科教育法D	3後		2			2		
	国語科教育法E	3後		2			2		
	情報科教育法Ⅰ	3前		2					国語科教育法A
	情報科教育法Ⅱ	3後		2					国語科教育法B
	道徳教育指導法	2後					2		国語科教育法C
	総合的な学習の 時間の指導法	2前		2			2		国語科教育法D
特別活動論	2後		2			2		国語科教育法E	
教育方法論（情報通信技 術の活用含む）	2前		2			2		高等学校教諭一種(情報) 情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	
生徒・進路指導論	3後		2			2			
教育相談	3前		2			2			
教育実習事前事後指導	2・3・4通		1			1			
教育実習Ⅰ	3後		2			2			
教育実習Ⅱ	4通		2			2			
教職実践演習(中・高)	4後		2			2			

別表第3 教育課程
【学芸員に関する専門科目】

授業科目の名称	配当 年次	単位数又は時間数			備 考
		必修	選択	自由	
生涯学習概論	1前後	2			
博物館概論	1前後	2			
博物館経営論	1前後	2			
博物館資料論	1前後	2			
博物館資料保存論	1前後	2			
博物館展示論	1前後	2			
博物館教育論	1前後	2			
博物館情報・メディア論	1前後	2			
博物館実習	2前後	3			

別表第4 教育課程

【司書教諭に関する専門科目】

授業科目の名称	配当 年次	単位数又は時間数			備 考
		必修	選択	自由	
学校経営と学校図書館	4後	2			
学校図書館メディアの構成	3後	2			
学習指導と学校図書館	4後	2			
読書と豊かな人間性	4後	2			
情報メディアの活用	3後	2			

別表第5 教育課程

【社会教育主事に関する専門科目】

授業科目の名称	配当 年次	単位数又は時間数			備 考
		必修	選択	自由	
生涯学習概論Ⅰ	1前	2			
生涯学習概論Ⅱ	1後	2			
生涯学習支援論Ⅰ	1前	2			
生涯学習支援論Ⅱ	1後	2			
社会教育経営論Ⅰ	1前	2			
社会教育経営論Ⅱ	1後	2			
ボランティア論	1前		2		
キャリアデザイン	2前		2		
博物館経営論	1前後		2		
高齢化社会と社会教育	1前後		2		
社会教育実習	1前後	2			
社会教育課題研究	2前後	2			

別表第6 教育課程

【保育士に関する科目】

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			備考
		必修	選択	自由	
保育原理	1後	2			
子ども教育原理	1前	2			
児童家庭福祉	2前	2			
社会福祉概論	2前	2			
現代家族論	3前	2			
社会的養護	2後	2			
子ども保育者論	1前	2			
保育の心理学Ⅰ	2前	2			
発達心理学概論	2後	2			
保育の心理学Ⅱ	3前	1			
子どもの保健	2後	2			
子どもの食と栄養	2前	2			
保育課程論	1後	2			
保育内容総論	1前	1			
保育内容(健康)	2後	2			
保育内容(人間関係)	2前	2			
保育内容(環境)	1前	2			
保育内容(言葉)	2前	2			
保育内容(表現)	1後	2			
音楽で遊ぶ(音楽表現)	1後	1			
造形で遊ぶ(造形表現)	2後	1			
体で遊ぶ(身体表現)	3前	1			
言葉で遊ぶ(言語表現)	3後	1			
乳児保育Ⅰ	2前	2			
乳児保育Ⅱ	3前	1			
子ども健康と安全	3前	1			
特別の支援を必要とする幼児理解(障がい児保育)	2後	2			
社会的養護内容	3前	1			
子育て支援	3後	1			
保育実習Ⅰ(保育所)	3前	2			
保育実習Ⅰ(施設)	3後	2			
保育実習指導Ⅰ	3前後	2			
保育実践演習	4後	2			

別表第6 教育課程

【保育士に関する科目】

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			備考
		必修	選択	自由	
心理学基礎A	1前	2			保育実習Ⅱ（保育所）、保育実習Ⅱ（施設）のどちらかを選択必修とする。
心理学基礎B	1後	2			
性格心理学	2後	2			
社会心理学概論	2前	2			
幼児・児童期の心理	3後	2			
認知心理学	2前	2			
心理学研究法	1前	2			
保育実習Ⅱ（保育所）	4前	2			
保育実習Ⅱ（施設）	4前	2			
保育実習指導Ⅱ	4前	1			
憲法	2前	2			
基礎ゼミⅠ	1通	2			
基礎ゼミⅡ	2通	2			
英語Ⅰ	1前	1			
英語Ⅱ	1後	1			
スポーツ論	1前後	2			
スポーツ実技	1通	2			
演習Ⅰ	3通		4		演習Ⅰ、総合ゼミⅠから1科目を選択・必修とする。
演習Ⅱ	4通		4		
卒業論文	4通		2		